[事案 2022-31] 契約解除取消等請求

- 令和 4 年 12 月 22 日 裁定終了
- ※本事案の申立人は、[事案 2022-30] [事案 2022-32] の申立人と同一人である。

<事案の概要>

告知義務違反を理由に契約を解除されたことを不服として、契約解除の取消し等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

びまん性大細胞型 B 細胞リンパ腫により入院したため、令和 2 年 1 月に契約した医療保険にもとづき、給付金の支払いおよび保険料払込免除特約の適用を求めたところ、告知義務違反を理由に契約を解除された。しかし、告知時に同席した代理店職員から、「風邪程度の 1 回の受診であれば、告知しなくて大丈夫」と言われたため、自分の受診は風邪程度と思い告知をしなかったことから、契約解除を取り消して給付金を支払い、保険料払込免除特約を適用してほしい。それが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、告知日の3か月以内に医療機関を受診し、精査を要するとの医師の判断により紹介状が発行されており、告知義務違反の事実は明らかである。
- (2) 告知時に同席した代理店職員が、申立人の主張するような発言をした事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、告知時の状況等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、告知義務違反を理由とした契約解除の取消しは認められず、その他保険会 社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断 して、手続を終了した。